

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る
認可の取得について

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項第2号に規定する事由について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第4項に基づき、認可を取得いたしました。

預金等の種類	認可を受けようとする事由 (下線部は、2019年8月11日から適用されます)	認可を必要とする理由
普通預金	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という）第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p>及び同項第6号</p>	<p>従来睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いに加え、<u>規則第4条第3項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。</u></p>
普通預金（照合表口）	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u></p>	同上

	<p><u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	
普通預金〔段階金利型〕（スーパー普通預金）	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	同上
普通預金〔全額保護型〕（スーパー普通預金）	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	同上
普通預金〔決済専用無利息型〕	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が</p>	同上

	把握できる方法に限ります)、 <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げ</u> <u>る事項に係る情報の受領（当行が</u> <u>把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第6号	
非居住者円普通預金	規則第4条第3項第2号のうち預 金者等の申出による残高確認の求 め（当行が把握できる方法に限り ます)、 同項第3号のうち、預金者等の申 出による契約内容の変更（当行が 把握できる方法に限ります)、 <u>同項第5号のうち、預金者等の申</u> <u>出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げ</u> <u>る事項に係る情報の受領（当行が</u> <u>把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第6号	同上
普通預金（カードローン （即日型）専用・照合表口）	規則第4条第3項第2号のうち預 金者等の申出による残高確認の求 め（当行が把握できる方法に限り ます)、 同項第3号のうち、預金者等の申 出による契約内容の変更（当行が 把握できる方法に限ります)、 <u>同項第5号のうち、預金者等の申</u> <u>出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げ</u> <u>る事項に係る情報の受領（当行が</u> <u>把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第6号	同上
定期預金	規則第4条第3項第1号のうち預 金者等の申出による預金通帳の記 帳繰越、証書の発行ならびに切替	従来の睡眠預金における 利益金処理対象に該当す るまでの期間の起算点に

	<p>(記帳する取引がなかった場合を除きます)、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め(当行が把握できる方法に限ります)、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更(当行が把握できる方法に限ります)、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領(当行が把握できる方法に限ります)、</u></p> <p>及び同項第6号</p>	<p>係る取扱いに加え、<u>規則第4条第3項第3号、同項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。</u></p>
期日指定定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替(記帳する取引がなかった場合を除きます)、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め(当行が把握できる方法に限ります)、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更(当行が把握できる方法に限ります)、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領(当行が把握できる方法に限ります)、</u></p> <p>及び同項第6号</p>	同上
自動継続期日指定定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替(記帳する取引がなかった場合を除きます)、</p>	同上

	<p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲</u> <u>げる事項に係る情報の受領（当行が</u> <u>把握できる方法に限ります）、</u></p> <p>及び同項第6号</p>	
据置定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲</u> <u>げる事項に係る情報の受領（当行が</u> <u>把握できる方法に限ります）、</u></p> <p>及び同項第6号</p>	同上
自動継続据置定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把</p>	同上

	<p>握できる方法に限ります)、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります)、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第6号</p>	
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます)、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります)、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります)、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第6号	同上
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます)、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります)、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申</u>	同上

	<p><u>出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	
自由金利型定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	同上
自動継続自由金利型定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p>	同上

	<p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	
変動金利型定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	同上
自動継続変動金利定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u></p>	同上

	<p><u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	
非居住者円定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	同上
自動つみたて定期預金	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が</u></p>	同上

	把握できる方法に限ります)、 及び同項第 6 号	
自動つみたて定期預金(長期型)	規則第 4 条第 3 項第 1 号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替(記帳する取引がなかった場合を除きます)、 同項第 2 号のうち預金者等の申出による残高確認の求め(当行が把握できる方法に限ります)、 <u>同項第 3 号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更(当行が把握できる方法に限ります)、</u> <u>同項第 5 号のうち、預金者等の申出による法 2 条第 4 項の預金等に</u> <u>係る規則第 7 条第 3 項各号に掲</u> <u>げる事項に係る情報の受領(当行が</u> <u>把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第 6 号	同上
自動積み立て定期預金(スーパーパック)	規則第 4 条第 3 項第 1 号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替(記帳する取引がなかった場合を除きます)、 同項第 2 号のうち預金者等の申出による残高確認の求め(当行が把握できる方法に限ります)、 <u>同項第 3 号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更(当行が把握できる方法に限ります)、</u> <u>同項第 5 号のうち、預金者等の申出による法 2 条第 4 項の預金等に</u> <u>係る規則第 7 条第 3 項各号に掲</u> <u>げる事項に係る情報の受領(当行が</u> <u>把握できる方法に限ります)、</u> 及び同項第 6 号	同上

<p>目的つみたて定期預金</p>	<p>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）、</u> 及び同項第6号</p>	<p>同上</p>
<p>積立定期預金</p>	<p><u>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</u> 同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、 <u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u> <u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に</u> <u>係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	<p>従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いに加え、<u>規則第4条第3項第1号、第3号、同項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。</u></p>
<p>貯蓄預金</p>	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限り</p>	<p>従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に</p>

	<p>ます)、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	<p>係る取扱いに加え、<u>規則第4条第3項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。</u></p>
当座預金	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	同上
非居住者円当座預金	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	同上
納税準備預金	<p>規則第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限り</p>	同上

	<p>ます)、</p> <p>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	
通知預金	<p><u>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</u></p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	<p>従来の睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いに加え、<u>規則第4条第3項第1号、第3号、同項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。</u></p>
非居住者円通知預金	<p><u>規則第4条第3項第1号のうち預金者等の申出による預金通帳の記帳繰越、証書の発行ならびに切替（記帳する取引がなかった場合を除きます）、</u></p> <p>同項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第3号のうち、預金者等の申出による契約内容の変更（当行が把握できる方法に限ります）、</u></p>	同上

	<u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u>	
旧東京三菱銀行債券保護預かり	<p>第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	従来 の 睡眠預金における利益金処理対象に該当するまでの期間の起算点に係る取扱いに加え、規則第4条第3項第5号を異動事由とすることで、預金者等が預金等の存在を認識する機会を増やすため。
別段預金	<p>第4条第3項第2号のうち預金者等の申出による残高確認の求め（当行が把握できる方法に限ります）</p> <p><u>同項第5号のうち、預金者等の申出による法2条第4項の預金等に係る規則第7条第3項各号に掲げる事項に係る情報の受領（当行が把握できる方法に限ります）</u></p>	同上

(2019年8月9日現在)